

議事日程第4号

平成24年3月5日(月)

第1 議案上程(議案第1号から第43号まで並びに報告第1号及び第2号)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	15番 小松穂積
16番 中田謙三	17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	江畑英悦
副事務局長	目黒重光
局長補佐	木元義博
主査	武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男	副市長	伊藤正孝
教育長	杉本俊比古	監査委員	湊忠雄

総務企画部長 佐藤 誠 一
産業建設部長 三浦 源 蔵
総務企画課長 小玉 一 克
財政課長 田原 剛 美
生活環境課長 齊藤 豊
福祉事務所長 加藤 透
観光商工課長 山本 春 司
下水道課長 伊藤 岩 男
会計管理者 伊藤 敦
生涯学習課長 鎌田 和 裕
農委事務局長 高橋 郁 雄
選管事務局長 (総務企画課長併任)

市民福祉部長 加藤 謙 一
企業局長 佐藤 稔
船川港記念事業推進室長 大坂谷 栄 樹
税務課長 杉本 光
子育て支援課長 天野 綾 子
農林水産課長 佐藤 喜代長
建設課長 渡辺 敏 秀
病院事務局長 船木 道 晴
学校教育課長 西村 隆
監査事務局長 杉山 武
企業局管理課長 船木 吉 彰

午前10時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第1号から第43号まで並びに報告第1号及び第2号を一括
上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第1号から第43号まで並びに報告第1号及び第2号を一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。6番佐藤巳次郎君の発言を許します。6番

○6番（佐藤巳次郎君） おはようございます。

私からは、3点についてお伺いしたいと思います。

一つは、介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

今回、来年度が第5期の見直しということで、今回の値上げ幅が2.7パーセントの引き上げ、5千208円、137円の引き上げということではありますが、4期のおきに5千71円という県内一の引き上げをしたということから、今回は引き上げ幅が少ないという結果になってきているということも言えると思いますが、当局の方で出しました資料に沿ってちょっとお伺いしたいと思います。今回、負担割合の改正ということで、第1号被保険者の負担が、今まで20パーセントのものが21パーセントになったということで、一人当たり335円増になったということで、これが一番の引き上げ根拠になっております。そのほかに、減になったのが男鹿市の介護保険の財政調整基金を取り崩すということで、1億3千40万円を基金から取り崩したということになっております。それが363円の減ということですが、この資料を見ますと、平成23年度末現在高の見込みとして1億3千46万9千円ということになっておりますが、実際は22年度末の財政調整基金が1億5千826万8千円あります。ですので、1億3千40万を取り崩したとしても、まだ2千800万ほどの基金が残っていると思います。さらに23年度の、今年度の決算見込みを、市の方では残高見込

み1億3千万しかねえんだと、23年度末も、とありますが、私はもっとあるということでお聞きしたいわけですが、今回の補正予算を見ますと、保険給付費が2億2千811万7千円の大幅な減額がされております。これが直接、給付費ですので保険料とかかわりがあるわけで、今回そういう意味から給付費2億2千800万減額している関係で、歳入の方でそれぞれ国庫負担なり、県の負担金・補助金、それから支払基金交付金にそれぞれ減額措置がされております。そういう関係からすれば、2億2千800万が1号被保険者からすればですよ、四、五千万の、4千万以上の剰余金がこの補正だけでも出てくるんじゃないかという私は気がしておりますので、そうすれば、今回の引き上げはしなくても十分対応できたはずじゃないかということです。そこら辺について、市の方でどういうふうな計算になっているのか、ひとつお聞かせ願いたいなと思うわけです。

それから、この資料を見ますと、この資料の中で(2)ですか、介護保険標準給付費というのがありまして、23年見込みが36億9千万の標準給付費になっておりますが、この補正予算の最終的な標準給付費が36億9千万でなくて37億6千200万じゃないかなと思います。そうしますと、この差額が7千200万ほどあります。そうしますと、さらに決算によっては、この額がさらに減額される可能性があるかと。そうしますと、また剰余金がふくらんでくるということになるのではないかなと思いますが、この23年見込みを市の方で36億9千万にした事情をひとつお聞かせ願いたいなと思っております。

それから、うちの方の介護保険料の所得別の段階が6段階に分けられておりますが、よその方では8段階、9段階という分け方で、所得に沿った形で余計めにして負担がかからないようにするという措置をとっている自治体もそれなりにあるわけですが、そういうふうにはできないのかという気がするわけです。

今回の男鹿市の第4段階、標準といいますか、が、年間にしますと6万2千496円という保険料になるわけです。この標準にしても本人が非課税の場合ということになっておりますので、かなりの負担になるわけで、少しでも負担軽減になる措置を考えられないのかどうか、そこら辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、議案第20号、21号ですが、これは、20号は病院事業の設置等に関する条例の一部改正ということになっております。これは、言ってみれば資本剰余金

の分が今度変わるという内容ですので、どういうふうが変わってくるのかですな、うちの方の具体的な病院事業についての内容についてお聞かせ願いたいと。

21号の水道、ガスの関係も、この資本剰余金の処分方法の変わりど、あわせて利益処分の方法、積立金の取り崩し等もありますので、その内容についてそれぞれお答え願いたいと思います。

まず、以上です。

○議長（吉田清孝君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤謙一君 登壇】

○市民福祉部長（加藤謙一君） 佐藤議員にお答えいたします。

介護保険の今回の一部改正の関係になりますけれども、一つ目は、財政調整基金、それから剰余金の関係で保険料についてというお話でございます。

一つ目は、先ほどお話にありました財政調整基金ですけれども、現段階で平成23年度の決算見込みの残額については1億5千万少々、程度の見込みを想定してございます。先ほどお話ありましたとおり、今回の24年度以降に1億3千万ほどの財源手当をすると、そうしますと2千万少しの財源充当額が寄せられるということがあります。

それから、もう一つ、23年度の決算見込みでございますけれども、現段階で確定ではございませんけれども、これも2千万と若干程度の剰余金が出るだろうと、こういう推計を現在のところ立ててございます。

介護保険料の説明の際にもありましたけれども、24年度以降の給付費について示してありますけれども、これ介護施設の中でショートステイが23年度末に多く建設されます。それから、高齢化の状況もあって介護の需要がふえるだろうという見込みで、24年度以降にその財調基金の2千万、あるいは23年度末の決算の2千万、この剰余金の部分については24年度以降に充当していきたいと、こういう考え方でございます。いわゆる給付費については、先般も説明しましたけれども、それなりに厳しく試算をしていると、そういう状況がありまして、この4千万以上の金額については24年度以降の財源充当ということで考えてございます。

それから、所得段階別の件でございますけれども、本市の場合、6段階設定ということで今回の計画をしてございます。議員お話にありますとおり、他市町村の場合、

10段階前後の市町村もあるように伺ってございます。本市の場合も、今回の計画の際に10段階で一つの試算をしました。結果的には、この10段階試算の場合、今回示した保険料よりも300円程度アップになる試算額が出ました。内容的には、階層をふやしますと、低所得者階層の方にも負担が若干ふえるだろうと。さらには、所得の高い人の層もふえるだろうと、こういう状況でございました。結果6段階ということで、その300円程度のアップが解消されるという考え方で6段階の設定をしたと、こういうことでございます。

それから、もう一つ、財源の関係で、計画の際の資料にありまして、23年度見込み36億9千万ということの給付費を設定してございますけれども、23年度の決算見込みでは若干、今回の補正でも減額ということにしてございますけれども、国庫あるいは県の負担金等の関係で、ある程度の剰余金も恐らく出ると考えてはいます。その剰余金についても、先ほどお話したとおり4千万少々の金額プラスという考え方で24年度以降の財源充当を考えていきたいと、こういうことで、今回は介護保険料について条例でご提案をします金額でひとつ皆さんにお願いしたいと、こういう経緯でございますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 船木病院事務局長

【病院事務局長 船木道晴君 登壇】

○病院事務局長（船木道晴君） 佐藤議員にお答えいたします。

病院事業の設置等に関する条例の一部改正で、資本剰余金の件でございますけれども、地方公営企業法の一部改正によりまして、資本剰余金の処分をすることができる場合を定めていた規定が廃止されております。このため、従前どおりの処理を行いたいということで、このたび資本剰余金にかかります、みなし償却に係る資産を処分した場合における規定を追加するものであります。このみなし償却につきましては、固定資産の取得にあたりまして補助金を受けた場合に、取得価額から補助金相当額を控除した分についてのみ減価償却を行うというものでございまして、また、補助金相当額については資本剰余金に計上してございます。この固定資産を処分する際に固定資産の残余価格と資本の部の資本剰余金に計上しておりました補助金相当額を相殺するというもので、この規定につきましては地方公営企業法及び同法施行令等に、これまで全く同じ内容が規定されてございまして、これに基づきまして行ってきたものであ

ります。したがって、内容的には従前と何ら変わらないというものであります。

○議長（吉田清孝君） 佐藤企業局長

【企業局長 佐藤稔君 登壇】

○企業局長（佐藤稔君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

ただいま病院事業の説明ありましたように、企業局、一緒ですので、中身も同様でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。6番

○6番（佐藤巳次郎君） 介護保険にかかわることで再度お聞きしますが、基金を、残っている基金と今年度の基金を来年度以降に回すと、こういう話がされました。当初予算に基金を取り崩して24年度の介護保険特別会計に、そういう基金取り崩しの分があるすか。出てないんじゃないかなと思いますけれども、私、十分、3カ年のよ、これから3カ年の計画の中に基金を崩しての給付費をそれによって補てんするという中身ではないんじゃないかなと思っております。具体的に、この老人福祉計画と介護保険事業計画というのがあって、この内容については、この資料しか我々には出されていないわけけれどもよ、まだ国の方がはっきりしないから福祉計画、事業計画ができないということなのかですよ。私は、この計画自体が、議員さ渡されてないということが非常に問題だと思うんですよ。どういうふうにしてこういう保険料が決まったのかという経緯がよ、出てきてないと。やはりそういう計画を出して議会で審議していただくというのが当然だと思いますけれども、何でこの福祉計画なり介護保険事業計画が出てこないのかですよ、ひとつお聞かせ願いたいわけです。

それから、この基金、22年度までの基金に2千800万円。それから、今年度、私から言わせればですよ、剰余金出てくると思いますよ。そうすればですよ、何ら上げる必要ないと。値下げさえできるということになるろうかと私は思っています。

私は、この今後3年間の計画もですよ、この新しい保険料で対応する計画になると思いますよ。基金を取り崩すということにはなっていないと思いますよ。そのあたりどうなっているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それと、介護保険の利用状況ですけれども、男鹿市の場合は非常に少ないんです、利用が。全国的にはですよ、介護認定者の60パーセントぐらいは利用しているということになっていきますけれども、男鹿市の場合は48パーセントなんですよ。このお

たくの方の資料を見ますとですよ、23年度で1号被保険者が1万1千130人いて、認定者の数が2千531人と。言ってみれば2割ちょっとが65歳以上の介護認定者の利用ですな。この22パーセントぐらいより利用されていないという実態なんです。そういう意味では非常に利用が少ないと。これは結果としてですよ、利用したいけれどもお金がかかると、利用料が高いということにはほかならないんじゃないかと。いろいろな施設、たくさんできていますけれども、それを利用するにしても、国民年金暮らしの世帯であればそういう施設をほとんど利用できないと。10万円以上かかるとかよ、そういうのが大方の施設になっています。そういうことからすれば、こういう利用率になってしまうと。ですから、在宅でやむなくやっている方々もたくさんおられるわけですな。そういうことからすればですよ、私は逆に利用を進めるためにもですよ、在宅の人方についてのやっぱり家族での介護について、もっとやっぱり、もっとっていか支援する必要があるんじゃないかという気がするわけですよ。大変な苦勞をして在宅で介護している人方がたくさんおられる。そこをもっとやはり手厚くですよ、やってもらえる、もらえたらいいんじゃないかという気がするわけですが、そこら辺についてもう一度お聞かせ願いたいと思います。

それから、この資料に、さっき部長がお答えしていましたがけれども、この標準給付費が、36億9千万円になっていますけれども、実際のこの予算では37億6千200万だと。その差がよ、あなたの方で何で36億9千万にしたのかですよ。予算どおりに何でできないのかと。だからこれも私は仮にですよ、作為的にやったんだとすればですよ、利益剰余金隠しになるんですよ。そういうことでなくて、やはりきちんとした数字でやるべきじゃないかという気がします、そこら辺、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤謙一君 登壇】

○市民福祉部長（加藤謙一君） 佐藤議員にお答えをいたします。

さきに、今回の補正の保険給付費の関係で、計画の金額、それから今回の補正の金額で7千200万ほどの差があります。今回補正後の保険給付費37億6千200万ということでございますけれども、これについては予算編成上、まだ確定してございませんけれども、この給付費全体については、毎年のごとでございますけれども余裕を見

た予算額に設定していると。給付費については不足が生じるということはあることではないことをごさいますので、そういう予算編成をしてごさいます。これについては、この3月末で見込みを立てた状態で、決算で数字が出ますけれども、今回の補正予算ではそういう予算の考え方で37億6千200万と、こういう設定をさせていただきます。

それから、基金の関係でございませども、24年度以降の給付費については皆さんにもお示ししてございませども、この状況については可能な限り保険料との兼ね合いからそれなりに厳しい金額を標準給付費として設定しております。議員お話のとおり、基金についての考え方ということはそのような考え方があると思ひませども、24年度以降の収支の推移、それから決算の状況等を見ながらですね、これについても検討してまいりたいと思ひてございませ。

それから、剰余金の関係について、議員おっしゃるとおり5千万円以上の剰余金が出るとすれば、それをその金額そのまま保険料の財源に今回したらというお話でございませども、今もお話しましたとおり、ある程度の財源余裕という考え方でひとつご理解をお願いできればなと、こう思ひませ。

それから、在宅の関係、本市の介護の利用者の関係のお話がございませ。現状はそのような状況でございませけれども、在宅の方々、その前に施設利用の場合は、議員お話のとおり、食事、それから利用料の負担金を合わせるとそれなりの金額が伴うと、なかなか施設の利用ができないという現状もございませ。今お話にありませたとおり、在宅で介護してる家族、そのの方々については計画と合わせた形ですな、状況を勘案しながら今後対応していければなと、こう思ひてございませので、よろしくお願ひませ。

○6番（佐藤巳次郎君） 福祉計画と事業計画が示されねえの。

○市民福祉部長（加藤謙一君） 今回の計画については、基本的には策定委員会の方で4回の会議を開催してございませ。2月の中旬に第4回目の策定委員会を終えませ、市長に答申と、こういう形のスケジュールで進んでございませ。今回の議会にお渡しすることも可能でございませけれども、これまで議会の皆さんに説明した内容、基本的に大きい部分について介護保険料という考え方で先般ご配付した、全員協議会で配付した資料のみにとどめてございませ。この後、24年度に向かう前にですね、こ

の答申後の計画については議員の皆さんに後日配付をしたいということで考えてますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。6番。

○6番（佐藤巳次郎君） この後、委員会でも十分審査されると思いますので、特に私の言ったこの基金関係についての保険料とのかかわりについてとか、在宅で苦勞している家庭に対する支援についても、この後、当局でも十分な支援策を出していただけるように、そしてまた、審査も委員会の方でも十分していただきたいなということを申し上げまして、終わります。

○議長（吉田清孝君） 6番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

次に、2番佐藤誠君の発言を許します。2番。

○2番（佐藤誠君） おはようございます。

私からは、議案第33号一般会計予算と、それから議案第3号について、その中から質問したいと思います。

内容は、両方とも所管と言われれば所管も少しからみますが、ほかの委員会とか大綱的なものもからむと思ひまして、この場で質問させていただきたく思います。よろしく申し上げます。

一つ目は、33号一般会計予算の中の、一般質問でも出ました学校の件でございます。耐震の件でございますが、まず教育委員会さんごらみのその内容ですので質問させていただきたいと思ひます。

この内容は、佐藤巳次郎議員も非常に経過を報告していただいたように皆さんご理解いただいているかと思ひますが、非常に内容を見ていくと、精査していくと、教育委員会が船川南小学校の生徒のことを本当に考えてくださっているんだなということがだんだんわかってきました。しかしながら、今のままの解決方法ではちょっと難しいということで、打開策をどうしたら一番いいのかということを練らないといけない案件だと思ひまして質問させていただきたいと思ひます。いくつか確認したいこともございます。

そしてまた、PTAや地域の方々に説明をして理解をいただくまでは予算も凍結すると、とりあえず予算は置かせておいていただきたいというような答弁もございました。しかし本当に、どのようにして理解してもらえるのか、今と同じではとても難し

い。だからこれも、決して逃げることなく、この問題から誠心誠意それに尽くして解決していかなければならない、そういう問題だと思って取り組んでいかなければならないと思います。

まず一つ目、屋根に70センチ以上の雪が積もった。これちょっと所管みたいなんですけども、関連するのでお許してください。屋根に70センチ以上の雪が積もった場合、震度6強で倒壊の恐れがあるので、秋までに移動するという計画ですけども、雪がないときというのは、南小、まず大丈夫だっていう判断しているのか。これ一つです。

二つ目は、緊急避難はいつまでするというのを、まず説明会でもいろいろ聞かれるんですけども、それをなかなか明確にできないその理由があるならば、それはなぜなんだろうかと、何なのか、それをお答えください。

一般的に考えると、小学校が中学校に移るというよりも、近くに船川第一小学校、そして同じように空き部屋もある、そういうところがあるのに、一刻も早く、雪が降る前も本当に危ないんじゃないかと思うんですけど、一刻も早く船一小に避難させないのはなぜなんだろうかと。この辺もみんなが疑問に思ってることでございます。

考えてみれば、南中と同じように空き部屋もあり、空き教室もあり、特に改修する必要がないし、ましてや平成19年には、今年、24年ごろに統合の方向性を示すというような回答も親たちはもらってるわけです。だから南小は船一小との統合は、みな心しているんです。やがて中学校になれば一緒になる生徒たちなんですね。であるならば、今そういう状態であれば、すぐ船一小にバスでも出していけばいいんじゃないかと思うのが普通すぐ浮かぶんです。一般質問の答弁では、なぜ船一小に移れないかということの答弁に関しては、体育館が耐震強度がだめで、それで南小は受け入れられないという、そういう苦しい答弁をされてました。実際、船一小の体育館も、聞くと屋根に70センチの雪が積もった状態で震度6ぐらいで倒壊の恐れという診断結果と聞きました。しかし、この冬も、これだけ雪が降ったこの冬も、一度も70センチは積もらなかったんで、もし70センチ以上になったらサンワークに行くとかっていう案もあったらしいんですけども、結局そのまま一度も避難することもなく、船一小の体育館を使ったそうです。結局、風が強いのであんまりたまらないらしいんですけども、それでも2月末でそれも解除されて、体育館はそのまま使えるというような

ことで今使っているようですね。解除されたそうです。ということは、船一小にしても南小にしても70センチの雪が積もらなければ大丈夫だということで、そういう判断、判断基準ですね、私が言ってるのは、判断基準がそこに持ってってることかということを知りたいと思います。

もう一つ、別な観点から言うと、どう見ても南中に移転させるというプランには無理があると。私もこの間、いろいろと提案みたいなことも言いました。ちゃんと仕切りを設けるとかという話もしました。今、中学生との動線を分けようとして、1階に小学校の教室を全部配置はできるんですね、何とかかんとか。中学生を2階、3階に上げたとしても、そうしたとしても小学生といえども特別教室使うわけですよ。音楽室とか理科室とか技術室とか、体育館もそうですけど。そういう問題がどうなるのか。結局、音楽室は3階にあるんです。理科室もそうです。技術室は2階ですか。必ず動線が交わってしまいます。体育館を含めて、教育委員会からはどういう説明がされているかということ、特別教室は中学校優先で使うと。小学生は我慢しろというようなこと言われますけども、そもそも特別教室を使う、小学校と中学校では道具が違う。音楽室だって使うものが違う。それから、理科室だって使うフラスコの大きさが違ったり、それから理科室の実験台の高さも違う。小学生が使うのに、その高いところで実験するとなったら容易でないことなんです。くるくる回るイスを上げて、足もつかない中でビーカーを持ってやったりする。非常に難しい問題があります。そのたびごとに、休み時間ごとに道具を全部移動して歩かないといけないのか。ましてや体育館などは、体育館、中学校が使えない場合は、中学校が使っているときは小学校の方の体育館を利用することになるんですね。そうすると、まず雨の日も雪の日もそこに行くわけですよ、400メートルぐらい離れてますけど。そして、もしかして体育館、小学校使ったり中学校使ったりするんでしょうけど、じゃあ跳び箱なんか何として移動するのかな。そのたびにトラックで移動して歩くのかな。用具自体の置き場所、準備室そういうものが何も検討されていない。その特別室あたりの。じゃあそういうものを、それでまた移動するっていても、ガードレールのない歩道ですよ。ああいうところを小学生が移動していくんです。短い休み時間に。それができる、基本的に難しいと。それを我慢せよと、それに慣れなさいというのは、相当大変なことじゃないかなと思いますし、もっとあと別な観点で、中学生と小学生の授業時間が違いますね。

中学生は50分だし、小学生は45分です。それから、小学校にはチャイムでみんな教室に入ったりします。でも、中学校はノーチャイムですね。この辺のことを、この5分の差、小学校が早く終わった、中学校はまだ授業終わらない、そのときに小学校は5分黙ってしてれると思いますか。難しい問題がいっぱいあるんです。チャイムだけではありません。学校で今までやってた放送はどうしますか。こういうこともやっぱり難しい問題があります。その辺が全部解決してこういう案が出てきているのか、と思うと、まずあのプラン見ただけで、まず動線も何もぐちゃぐちゃなってるのでそれは難しいんじゃないかなと私は思いますが、それ以上、スペース、特別教室を外につくるとかであれば、とてもこの1千200万ではおさまらない、そういう計画をしないと、これはできない。

まず、そういうプラン、私が今細かく言いましたけれども、そういうことに対して親たちに、学校側に、使うものたちに、ちゃんと説明できなければ、これは納得してもらえないと思うんですね。そういう用意があるか。それをどう解決しようとしているのかをお知らせください。

ちょっともう少し進んで言えば、もし南中に移転が、その問題とかがクリアできなければ、南中も受け入れできなくなるんです。で、船一小も受け入れできないということであればどうなるか。じゃあ小学生たちはどうするのか。そしたら南小を何とかするしかないという結論になるかもしれません。けども、予算が1千200万しかないという中で考えられるのは、一部分を補強して使うことかもしれません。配置を変えたり、いろいろ工夫してやることかもしれません。すぐ逃げられるようなシュートとかをつくってあげて、避難の安全ゾーンへ移動することかもしれません。最終的にそこに落ち着くんじゃないかなって自分では思っています。それは今後検討になると思いますけども、だから多分、南小の一部の耐震化というのはあり得るんだろうなっていうことを思います。南小は実際、先ほど船一小の体育館に70センチの雪、上がったことはない、今年も。で、ずっと使ったといいますけど、南小も三寸五分ぐらいの勾配なんですね。雪どめもありません。あれは70センチの雪は上がりません。ましてや、断熱も悪いので、どんどんどん天井裏に熱が上がっていきますから、屋根の裏まですぐ熱が行きますから、雪はすぐ落ちます。そういう屋根形状になっていますね。だから、70センチというそういう基準でもってそういう判断したかもしれ

ませんけども、その辺は、70センチなければどうなるのかっていうことも、これは所管になるんでしょうけど、そういうところまで確認されたのか。その設計屋さんの方に確認されたのか。それで判断、そういうものを材料にして教育委員会の方では判断されたのかを伺いたいと思います。

それから、もう一つ、第3号の方ですけども、第3号の方の中の、これも所管の中でちょっと出たので、全体的に関係すると思って質問なんですけど、例えば所管でWAOの話が出ました。WAOのそのお湯を沸かすのに今年灯油代が高くて、初め、そのリッター70円で昨年までやってたと。ところが灯油が上がって90円になったと。だからその補てんをしてくれと、四百何万だか500万近いお金を補てんしてくれと。いわゆる指定管理者制度っていうことについての、まず質問にからめたいと思うんですが、指定管理者制度っていうのは、そもそも、結局、一般の企業の民間のその経営感覚を持ってという、そういうような感覚を持って指定管理者制度っていうものに任せたはずなんです。であるならば、いったん受けたものは、本来その中で企業努力でやるのが民間感覚だということを実はこの間、委員会の方でもちょっと申し上げたんです。で、70円だったと、初め。それがどうも上がって、今までそれ、JAが頑張って70円でやっていたと。でも、それが今は90円になったと。それもわかります。で、調べました。今、リッター90円、大体、一般家庭でもリッター90円で配達されます。しかし、これだけの、二十何万キロですか、そのくらいこう、ちょっとキロ数忘れちゃったけども、多量のその灯油を使うところに関しては、じゃあいくらぐらい下がるのって聞いたら、まず3円は下がるって言っていました。でも、それも運び方だと。一般家庭はミニローリーで運ぶんです。でも、ああいうところはきっと大きなタンクローリーで運ぶはずなんです。そうすると、もっと下がるはずなんです。そういう努力をやっぱり交渉していただいて、それが企業努力だと思うんです。そういう交渉をしていかなければ下がるものも下がらない。それを何の、一般家庭で同じで90円なら90円で全部それ、マイナスになったから補てんしてくれと。で、これを認めるのかどうかってことですね。こういう体質を、いわゆるほかのところも指定管理者制度いくつかやりましたけども、今後その指定管理制度、民間感覚でやってほしいという願いのもとにやった指定管理者制度が、そういうことが起きてきたら、今後もそうやって、ああ、これ値段上がったから補てんしてくれ、これマイナ

スになったから補てんしてくれということで、毎年毎年こうして補正予算に出てくるものなのか。それを一個認めるということは、今、その前例をつくるということになると思うんですね。それで、それは市長の方針、市の方針だと思いますけど、それでいいのかどうかと。少なくとも企業の、一般の民間感覚とは違うんじゃないかと思います。

もう一つ飛躍して言えば、じゃあ契約したものの、契約して途中で値段上がったから何とかしてくれというのであれば、例えば一般のほかの民間企業でも工事屋さんでもいいですよ、建設会社でもいいですよ、そういう人たちが鋼材が上がったと、資材が上がったから、いったん契約したものをじゃあ値段上げてくれと、契約額を追加してくれと、それに今後全部応じていくのかということにもなりませんか。今までは、今まではそういうことがあった場合は、それは企業努力でやってくれと。だったら取るな、取らなきゃいいでしょうと言われてきたわけです。わかって予想して、そんなこと予想してやらなきゃいけないですよ。それを認めるか認めないのか。それは大幅に上がったこともわかりますので、でも、これをこのまま一般家庭と同じようにして認めていくのか、そういう体制にしていくのか。その辺はもっと何か話し合わなきゃいけないんじゃないかなと思って、市長の方針を伺いたいと思います。

（「議長、ちょっと休憩求めます。」という者あり）

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午前10時54分 休 憩

午前10時58分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

杉本教育長

【教育長 杉本俊比古君 登壇】

○教育長（杉本俊比古君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

いくつかございましたけれども、まず、この屋根に70センチ積もった場合の危険性という点についてでございます。

私どもでは、この耐震診断の判定をするやり方の中にこの積雪状況が組み込まれておりますので、判定した場合に、70センチ積もれば大丈夫ですよという判定はない

と理解しております。やはりその積もり得るという、そういうことも当然頭に置きながら、それこそ児童の安全確保、あるいは保護者の方々の不安解消といったところで、やはりそういうその70センチ積もることもあり得るということも、積もった場合ということも、こう加味した判定方法で危険というふうに判定されたものであれば、それに対応するという考えしか、考えを優先されるべきであろうというふうに考えたところでございます。

それから、船川第一小学校への移転、避難させないのはなぜかというご質問もございました。一般質問でも答弁させていただきましたけれども、体育館がやはり同様に耐震診断の関係で使用に耐えない状況にあるということだとか、あるいは提案した、検討した段階では、船川南小学校の方々、当然、学校への愛着もあるであろうという、そういう、ある種、統合への動きにつながるという印象も与えるということも考えまして、これは少し、体育館のこともあった上での話ですけれども、少しこう、ご理解をいただくためには時間がかかるであろうというふうに考えたところでございます。

それで、この具体の運用の中で特別教室の優先、小学生は我慢しろという言葉は使ったことはないと思いますけれども、小学生、中学生の授業の中に小学生の施設、授業を組み込む中で、いろいろその動線の関係だとか、あるいはご指摘の実験台の関係だとか、そういったようなことにつきましては、それこそ特別教室には3カ所階段がございますので、そういったことを使い分けることで対応できるのではないかと。あるいは、理科の実験室については移動式のテーブルで対応できる。それから、チャイムの話もございましたけれども、午前と午後のこのスタートのいわば始業のチャイムだけで、中学校の方は、もうその後、ノーチャイムということですが、学校の管理の中で解決できるというふうに、安全確保を優先しながら、いろいろ学校の管理で解決できる、対応できるというふうに考えたところでございます。

この後でございますけれども、それこそ保護者の方々、学校にどう説明していくのかという部分、ご指摘、ご質問がございましたが、ここが、それこそ大きな私どもの課題だと思っております。いろいろ陳情書にございましたけれども、それこそ、例えば中学生の学習環境への支障だとか、あるいは小学生・中学生が同居する中での、例えば体育活動の万一の危険性だとか、あるいは、この先の、先ほどのご質問にもつな

がりますけれども、この先の見通しだとか、そういったようなこと、そういう、例えばその住み分けをどうしていくのかとか、あるいはこの先のことにつきましては、当然、統合という要素も出てきますので、できるだけ早く議論の場に提案するような私どもなりの準備も早めていかなければいけないというふうに思っております。

私どもでは、この南小学校の児童の安全確保という、これを大前提にいろいろ考えてきた対応であるということは、議員もご理解いただいたということは非常に心強い部分がございますけれども、この後の対応については、保護者の方々、あるいは学校関係者の方々から十分ご意見を伺いながら、いい方向を探ってまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 三浦産業建設部長

【産業建設部長 三浦源蔵君 登壇】

○産業建設部長（三浦源蔵君） 私からは、夕陽温泉WAOの指定管理料についてお答えいたします。

同施設の管理運営については、平成22年度において指定管理者を公募して、期間を平成23年度から27年度までの5年間として、株式会社おが地域振興公社を指定しております。

指定管理料の積算にあたっては、光熱水費や燃料費など、過去3年間の平均をもとに積算しておりますが、同施設で最も費用を要するものが灯油代で、現行の指定管理料2千791万円のうち、1千294万8千円となっております。その単価は約70円であります。しかしながら、その後の灯油単価が約90円にアップしたことにより、本年度の購入額は約1千770万円と見込むもので、指定管理料との差が約470万円となっております。現在の収益、企業努力ではカバーできない状況であります。

また、ことしも昨年の震災によりまして来場者の減、それから計画停電によることなどによって閉館時間の繰り上げなどにより、収支見込みが、今年度のこのWAOの収支見込みが約790万円の赤字と予想されることから、基本協定書において、「指定管理期間中に賃金水準や物価水準の変動や特別な事情等により指定管理料が著しく不相当となったと認めるときは、指定管理料を変更できる」こととされていることから、市場単価のアップという外的要因によるものであることから、これに基づき増額するものであります。

また、議員より建設資材等の上がった場合はどうするのかということですが、以前、鋼材等がかなり上がったときに、国からの指示によりましてスライド条項で変更契約した場合がありますので、ご理解願いたいと思います。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 05 分 休 憩

午前 11 時 06 分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 指定管理者の基本的な考え方ということでございますが、これは今、産業建設部長が申し上げましたとおりで、例えば5年間、3年間という協定があります。大枠で、あるいはその状況によって3年間、あるいは5年間という契約をいたしまして、それで個々の、年間契約というのもございまして、その中でそのときの変動があったもの、例えば先ほど産業建設部長が言いましたが、外的な要因等で燃料費が上がった場合などは変更契約する。あるいは、その逆で、これが余った場合は変更契約で削減をするというように指定管理者では行っております。これが一般の発注とはちょっと別なわけですが、そのような形で年間の例えば5年契約やった中で、年間の契約の中で、例えば増減、この変更契約をいたしております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 08 分 休 憩

午前 11 時 08 分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

再質疑ありませんか。2番。

○2番（佐藤誠君） 教育委員会の方ですが、予算特別委員会でもそれは話す機会があれば話したいと思いますが、結局は、この問題をどう解決していくかと、それだけを

見つめているわけですが、一番早いのは、一番とにかくやらなきゃいけないのは、私は一刻も早く船一小校舎の耐震診断をして、早くやるのが一番誠意の見せ方だと思います。そうしないと、すべてが回転しないといけないので、それは専決でもいいからやってほしかった。市長がすぐ判断して、これはすぐやらないといけないということを思います。それをやれば全部回転していきますので、それをお願いしながら、一刻も早く、まあ聞くところによれば耐震診断、そんなに時間かかるものではありません。秋までかかるもんじゃありません。それも調べてありますけど、ぜひすぐにでもそれをやっていただいて、秋を待たずにやっていただくような方向で、各委員会の方でも話し合っただけであればと思います。そうすれば、もっといい案が出てくるんじゃないかなと思ひまして、ご提案させていただきました。

○議長（吉田清孝君） 杉本教育長

【教育長 杉本俊比古君 登壇】

○教育長（杉本俊比古君） 船川第一小学校の耐震診断につきましては、当然、判定する業者に委託することになるわけですが、その後、県の判定機関にかけられることとなります。そういうこともいろいろ考えますと、一般質問でも申し上げましたけれども9月ごろになるのかなとは思いますが、それができるだけ早めることができるのかどうか、一生懸命努力してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○2番（佐藤誠君） 終わります。

○議長（吉田清孝君） 2番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。5番三浦利通君。

○5番（三浦利通君） 通告してないので申しわけありませんけども、担当課長さん方におかれましては頭の中にあるご答弁で結構ですので、お願ひしたいと思ひます。

議案第17号の公民館条例の一部を改正する条例の関係ですけれども、現状で、機会あれば、渡部市長は教育の充実・振興ということもうたわれておりますけれども、具体的には幼児教育、学校教育っていうのは、そういう部分が強いのかなと。なかなか市長みずからの発言の中からは、生涯教育とか社会教育の部分はこうしたい、そういう思いは同じだっていうぐらいのやつ、あんまりこう聞いたことがないような感じ

がしますけども、そういった観点で、従来から公民館の役割・意義というのはやっぱり生涯教育上、大変大事な機関だと思えますけれども、そういった面、市において、担当、鎌田課長になるかと思えますけども、現状で公民館の位置づけってというか役割ってというのは、どういうふうにしてこう日常意識しておるのかなって感じがします。我々こう若いころは、ある面では公民館を拠点にしながらさまざまな青年活動をやっていた時代がありますけども、時代の移り変わりの中で、若い人はもちろんだし、そこその年代の人がそうでもないような、ある意味ではそれ以外の場でのさまざまな生涯教育の、みずからの目標というか、そういう意欲の中で取り組んでおられる。それはそれで結構なわけです。そういう環境の中でどういうご認識を持っているのかをお聞かせください。

それから、法的な関係、決まり的な部分で、公民館には社会教育指導主事ですか、確か名称そういうことになるかと。そういう資格を持った立場の人を置かなければいけないってというぐらいの決まりがあるはずですけども、その辺、各出張所ごとに公民館があって、そういう資格を持った職員とかそういう立場の方が現状どういうふうな配置がなされて活動しているのか、その辺についてもお聞かせください。

次に、議案第18号の関係で、これも鎌田課長になりますか。世の中こういうふうにして情報の求め方ってというか、伝わり方ってというか、そういう部分が、ある意味では図書ってというか本よりも他のさまざまな形での情報の伝達ってというか、収集っていうような、可能な状況になってきた中で、こういう市がかかわってる図書館っていうのをどういうご認識で、現状なり、この後とらえて、さまざまな、人的な関係でもいいし、図書の整備でも施設のあり方でも、そういったものをとらえてやろうとしているのかなっていうような、その部分でちょっとお聞かせください。

特に、今言ったようなネットの関係とか、それから電子図書も出てきて、片方にはそういう形での図書なり情報と接してる人については、ある意味では、これからの社会ってというのは図書館の果たす役割ってというのは薄くなってるといっていか、少なくなっていく可能性は大っていう、そういうとらえ方をされている方々は、市民は多いかと思えます。そういう観点も含めて、ちょっとお聞かせください。

それから、議案第26号光通信網の整備工事請負契約の変更についてということで、工事の内容うんぬんというよりも、関連でお尋ねしますけれども、1月から光通信が

市内においても、市民では接続されて使用可能な状況になった中で、直近の、最近の接続家庭っていうか、利用の状況なんか、もし当局でつかんでいたら、ちょっとお聞かせください。

それから、大枚な市でも補助もあったわけですけども、3億円ぐらいの金をかけてやった、ある意味では大きな事業ですし、今日的な情報のあり方はさっき言ったような関連等の中でも光通信の役割というのは期待される部分が大いいかと思いますけども、男鹿市として、市としてこの光通信が整備された、そういう環境をどう活かそうとしているのか。その辺もちょっとお聞かせください。

といいますのは、確か1月ころであったかと思いますがけれども、NHKのテレビで、四国の高知かあの辺の山間部の、徳島だっけか、徳島の山間部の町が、光通信網が整備されたことによってIT関連の会社が、もう空き家に何人か入って、要するに都会では光通信が早い時期に整備されてるかと思う。むしろ都会よりも田舎だからゆえに、早く大量の情報がもうスピーディーにつながっていくと。そういう立地条件を活かした中で事業展開していく。そのことが、その地域、町にとっても活性化がなされているというような、そういう事例が報道されて、ああなるほどなって、我々もこう、ある意味ではそういう過疎においても新たな産業化ができる可能性を秘めてる光通信網なんでないかなっていうような、そういうとらえ方もできると思いますけども、そういう観点に立って、男鹿市としてはそういうこう、現状では考え方も結構ですし、そういう可能性なり、そういう意欲っていうのは、どういうふうにしてこうお持ちで整理されているのかをお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 杉本教育長

【教育長 杉本俊比古君 登壇】

○教育長（杉本俊比古君） ご質問にお答えいたします。

まず一つ目、公民館の関係でございます。

公民館は、それこそ地域の文化健康づくり、あるいは人々の交流のきずなの確認といったようなことで、非常に重要な役割、位置づけを持っているだろうというふうに思っております。こういう公民館を拠点にしながら、地域の方々がさまざまな活動をしている実態もございまして、先ほど申し上げたような、そういう健康づくりだとか、あるいはきずなの確認だとか、大いに効果をあげておりますので、私どもでは今後さ

らに地域の方々から喜んでいただくような公民館それぞれの独自の活動の工夫だとか、さらには公民館同士連携した大きな共通テーマ、例えばジオパークの学習だとかそういったような共通テーマに連携して取り組むような方向性も、いろいろ公民館の知恵を借りながら進めているところでございます。

二つ目は図書館の関係ですけれども、議員おっしゃいますように、いろんなその情報媒体が今進んでおりまして、ともすれば本の持つ意味合いというのがどうかという、そういうお話も聞かれるところでございますけれども、当然、文字文化といいますか、そういうその、もう読む、そういう本の読書という部分の持つ意味合いというのは、非常に教育効果を考えたときにも大きな意味合いを持っていると考えております。いろいろ光をそそぐ交付金だとか、あるいは広報でもお知らせしましたけれども、首都圏男鹿の会から図書をご寄贈いただいたり、そういったいろいろ制度なり、人々、団体なりのお力添えをいただきながら、図書の充実に努めてまいりたいと思っております。

電子図書等々のそういう新しい文化につきましては、今、図書館においでになる方々のニーズとかもいろいろ検討しながら、これから対応してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 教育長あれだか、社会教育主事の何人いてどうだか、配置。

○教育長（杉本俊比古君） 大変失礼しました。答弁漏れがございました。

社会教育指導員、公民館には配置はしてございませんが、それを取りまとめる教育委員会の生涯学習課に一人配置をしているのが今現状でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 私からは、光通信に関連するご質問にお答えいたします。

まず、今現在でどのくらい接続されているかということでございますが、本市で整備いたしました箇所について申し上げますと、まず野石の方においては、普及率、今現在13.5パーセント、それから入道崎方面においては5.8パーセント、五里合方面においては10.5パーセント、それから椿地区においては12.6パーセント、

それから戸賀地区においては3.3パーセント、それからNTTで展開したといひますか、整備したところもござひます。これは、NTTの方は北浦関係が10パーセント、約1割。それから、若美関係の方が12パーセントと。総体的にまだ低い数字でありまして、今現在、接続工事を今現在も進めているという状況でござひます。

それから、光通信を市としてどう活かすかということにござひますが、まず、今何ができるかということになろうかと思ひますが、市長が市政方針でも申し上げておりますけれども、光によって大容量の通信が可能となると。まず一つ目、何ができるかということは、本庁と若美総合支所、あるいは各出張所において、行政情報システムがスムーズになると。あるいは小学校での高画質が得られると。あと、観光ブログなど、この配信にも高画質が得られると。

それから、今、市の所有施設の、電話ですけれども、これは本庁舎は光入っているわけですが、すべての施設において、まず光電話に切りかえるということを今進めてます。

それから、今、24年度に統合型のGISを予算化お願いしてござひますが、この中でハザードマップとか避難場所とか標高表示とか、都市計画図に色分けをして載せるわけですけれども、あるいはそれ以外にも自然公園関係、観光関係、防災関係なども載せながら、光を活用したインターネット等で公開できると。

それから、この先の話になりますけれども、県と市を結ぶ防災システムが今後、光回線を活用すると。

それから、今、議員がおっしゃったことが一番重要かと思ひます。IT関連等、IT以外にもこの光を活用した事業所といひますか、パソコンを利用して事業をやる方もいらっしやいます。こういう光がないと、こういう事業者も入ってきません。私どももこういう土地、あるいは空き家、あるいは学校の空き地とかですね、こういうものを観光の方と協議しながらといひますか、市一体となって、こういうところの情報提供に努めてですね、少しでもいろいろな関連の事業所が男鹿市に進出していただけるように何とか努力してまいります。ひとつよろしく願ひいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。5番。

○5番（三浦利通君） 教育の関係ですけれども、男鹿市、いろんな機会、議論をしながら、経済的な面では県内各市の中でもなかなか容易にこう経済的なレベルアップが

図られない、ずっと低位の方で、尻から2番目ぐらいにまだ推移をして残念な状況ですが、それはそれとして、この後、いろんな施策展開により、また市民自体も努力しながら、可能な限りアップしていただかなければいけないという大きな課題があります。と同時に、経済的な面ではそうだけれども、ある意味では、市長が普段力説アピールしているように、スポーツ施設の充実、スポーツ振興とか、あるいは教育、もう一つは文化的な部分でどう環境づくりをさらによくしていった中で市民から満足感を得られるような状況、環境をつくっていく、これも一つの課題なのかなって感じがしています。そういった観点で、先ほどあったように渡部市長は教育の振興・充実ということは訴えておりますけれども、じゃあ社会教育に、要するに学校教育を除いた社会教育、ある面では全体は生涯教育の域になろうかと思えますけれども、それをどういうふうにとらえてどうしようとしているのか。たまたま関連で申しわけないけれども、ちょっとお聞かせください。

それと、3点目の、まず佐藤部長からお答えいただきましたけれども、何とか光通信網整備されたけれども、そういった役所関係ではそういう使い方を現状でやっている、この後もやっていくと。市民の方にもどんどんやっぱり、市が先導役、指導的な役割を十分に発揮した中で、宝の持ち腐れにならないようなやっぱり施策をいろいろこの後展開していただければと思います。

以上2点、お願いします。

○議長（吉田清孝君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 社会教育についてのご質問でございますけれども、一つは災害について学校ですることによってそれが家庭につながり、家庭から地域につながると、これが一つの考え方でございます。それともう一つは、今、男鹿市でやってるいろいろな例えばフォーラムだとか、最近でございますと例えばジオパーク関連、ジオツアーとか、そういう市でやっているいろんなものに市民の方に参加いただくこと、それが市民の方に知的刺激を与えること、これが社会教育ではないかと。特に社会教育の場合は、いろんな機会を市の方で持って、それにいかに多く参加していただけるかであります。学校教育だけというふうにして考えているわけではなくて、それは、最初に申しあげましたように学校教育というのが一番、学校から家庭に、家庭から地域にと

いうことの、これは一番効果がある方法でございます。その中でいろんなフォーラムに限らず、市の中でやっていること、あるいは全県的なレベルでやっていること。例えば一つ、今回の諸般の報告で申しましたけども、一つの例としては全国椿サミットと、こういって全国椿協会の方がいらっちゃって、これは、ある意味では、いわゆる生け花の方の流れにもつながる、そういう動きでございます。ひとついろいろなことのイベントをやることも教育の方につながると。むしろそういう観点で、いろんなイベントということで、観光面だけではない。当然、地域の方にそういうことを学んでいただける機会にもしていただきたいと。そういう機会がふえればふえるほど、社会教育の場もふえると。そういう意識を持っております。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 光を活用してという、市が先導役となってということについてお答えいたします。

当然この光通信網は大容量の通信網でございますので、あるいは観光、商工、福祉、これはすべて応用できます。これらについては、市が一体となってこの活用方法に取り組んでまいります。

今、現状を申し上げますと、例えば再生エネルギーで風力関係の事業所といいますか、こういうところのいろいろな働きかけとかそういうものはございますが、その中で、例えば風力そのものをつくるのは男鹿市ではできませんけども、それに関連する事業といいますか、そういうところの工場を何とかできないのかなというそういう話もございますので、そこら辺のところは当然その地理的なもの、あるいは人的なものもあろうかと思いますが、当然、光ファイバー等、連絡の方ですね、情報発信の方だと思いますが、そっちの方が完備されていなければ話が先に進まないというのがございますので、こういう分野、できる部分、そういう小さな工場でももし来ていただけるといふことであれば、男鹿市には全市に光が入ってるよということをアピールできるといいますか、非常にこれは強力な武器になるのではないかと考えております。

そういう意味で、全市一体となって活用方法については進めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○5番（三浦利通君） 終わります。

○議長（吉田清孝君） 5番三浦利通君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

次に、議案第11号から第32号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会付託

○議長（吉田清孝君） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号から第10号まで及び第33号から第43号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって議案第1号から第10号まで及び第33号から第43号までは、予算特別委員会へ付託することに決しました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。明日6日から15日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、明日6日から15日までは議事の都合により休会とし、3月16日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時34分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第 1 1 号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 2 号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 3 号 男鹿市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 号 男鹿市土地開発公杜の事業の総合調整及び助成等に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 1 5 号 男鹿市わかみふれあい創明館条例を廃止する条例について
- 議案第 1 6 号 男鹿市集会施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 6 号 光通信網整備工事請負契約の変更について
- 議案第 2 7 号 若美歴史学習交流館の指定管理者の指定について

教育厚生委員会

- 議案第 1 7 号 男鹿市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 8 号 男鹿市立図書館協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 9 号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 0 号 男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

- 議案第 2 1 号 男鹿市水道事業、ガス事業及び簡易ガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 2 号 男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 3 号 男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 4 号 男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 5 号 男鹿市単独子育て市営住宅条例の一部を改正する条例について

- 議案第 28 号 男鹿市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 議案第 29 号 男鹿市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 議案第 30 号 男鹿市漁業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 議案第 31 号 市道の廃止について
- 議案第 32 号 市道の認定について

予算特別委員会

- 議案第 1 号 平成 23 年度男鹿市一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について
- 議案第 2 号 平成 23 年度男鹿市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について
- 議案第 3 号 平成 23 年度男鹿市一般会計補正予算（第 9 号）について
- 議案第 4 号 平成 23 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 5 号 平成 23 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 6 号 平成 23 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 号 平成 23 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 8 号 平成 23 年度男鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 9 号 平成 23 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 10 号 平成 23 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 33 号 平成 24 年度男鹿市一般会計予算について
- 議案第 34 号 平成 24 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 35 号 平成 24 年度男鹿市診療所特別会計予算について
- 議案第 36 号 平成 24 年度男鹿市介護保険特別会計予算について
- 議案第 37 号 平成 24 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 38 号 平成 24 年度男鹿市下水道事業特別会計予算について
- 議案第 39 号 平成 24 年度男鹿市農業集落排水事業特別会計予算について

- 議案第 4 0 号 平成 2 4 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 4 1 号 平成 2 4 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について
- 議案第 4 2 号 平成 2 4 年度男鹿市上水道事業会計予算について
- 議案第 4 3 号 平成 2 4 年度男鹿市ガス事業会計予算について

